

監査委員公表

監査委員公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定期監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和4年10月7日

長崎県監査委員	下田	芳之
同	砺山	和仁
同	前田	哲也
同	中村	泰輔

令和4年度 長崎県公営企業会計定期監査結果

第1 監査の概要

令和3年度における長崎県公営企業会計（2会計）にかかる財務監査（定期監査）を、長崎県監査基準に準拠し、次のとおり実施した。

監査対象機関、監査年月日及び監査にあたった監査委員は、別紙のとおりである。

(1) 監査の対象

令和3年度 長崎県交通事業会計

令和3年度 長崎県流域下水道事業会計

(2) 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査した。

第2 監査の結果

1 総括

事業の管理並びに財務会計事務の執行は、おおむね適正に行われていると認められた。

しかしながら、次表のとおり是正・改善及び留意を要する事項が認められるので、より適正な執行を図られたい。

なお、軽易な事項については、その都度当該機関に注意を行った。

○令和4年度長崎県公営企業会計定期監査結果

(単位：件)

区 分	交 通 事 業 会 計	流 域 下 水 道 事 業 会 計	計
指 摘 事 項	2	1	3
指 導 事 項	2	1	3
意 見	1	1	2
計	5	3	8

※監査結果は、次の区分により取り扱う。

(1) 指摘事項

- ① 法令、条例又は通達等に違反しているもの
- ② 機関の意思決定が適切になされていないもの
- ③ 収入確保に適切な措置を要するもの

- ④ 予算を目的外に支出しているもの
- ⑤ 不必要な予算執行をしているもの又は損害を生じているもの
- ⑥ 経済性、効率性、有効性の観点から改善を要するもの
- ⑦ 前回、指摘事項又は指導事項とした事項のうち、是正・改善がされていないもの
- ⑧ その他、不当又は適正を欠く事項で指摘が適当であると認められるもの

(2) 指導事項

指摘事項の項目に該当するもののうち、軽易と認められるもの

(3) 意見

- ① 執行機関等に改善・検討などを促し、又は注意を喚起することが必要と認められるもの
- ② 県の組織及び運営の合理化を図るため、特に措置を要すると認められるもの

2 指摘事項及び意見

(1) 交通事業会計（交通局）

○指摘事項

ア 備品の管理について

ターミナル業務委託契約において、受託者が取得した紙幣計数機他 5 点について、契約書に所有権の帰属に関する定めがなく、所有権が不明確となっているので、適正な契約事務を行うこと。

また、固定資産に計上しない 10 万円未満の備品については、備品出納簿への登載基準額を検討し、適切な物品の管理を行うこと。

イ 例規の管理について

長崎県交通局物品取扱規程について、平成 26 年 4 月の改正にあたり平成 21 年及び平成 24 年の改正内容を反映せずに誤って改正手続きを行っているので、適正な例規の管理を行うこと。

○意見

ア 経営状況について

令和 3 年度の経営成績は、総収益が 43 億 8,216 万円で、総費用は 47 億 5,361 万円、純損失は 3 億 7,145 万円となっており、前年度に比べ 2 億 3,197 万円改善している。

改善の主な要因は、燃料費が高騰する中で、人件費の削減や投資事業の抑制などに取り組んだことにより、営業費用の増加が 0.6%増と最小限にとどまったためである。

しかしながら、純損失が発生しているのは、コロナ禍が継続する中で営業収益が 2 億 4,670 万円の 8.9%増にとどまり、長崎県交通局経営計画に定めた計画額まで戻らなかったことによるものである。

今後も新型コロナウイルス感染症の影響、少子化による人口減少及び運転士の高齢化など、交通事業を取り巻く厳しい経営環境の継続が懸念されることから、関係機関等からの補てん対策の検討や資産の有効活用等、あらゆる方面からの収支改善に努めるとともに、県民生活の維持・向上を念頭に置いて、公営の交通事業者として、地域生活交通を確保しながら、経営改善に努める必要がある。

(2) 流域下水道事業会計（水環境対策課・県央振興局）

○指摘事項

ア 大村湾南部浄化センターの修繕について

大村湾南部浄化センター維持管理業務委託において、受託者が実施した管理棟事務室の空調設備修繕（341万円（税込））の支出区分について、長崎県流域下水道事業修繕費支弁基準に基づき、資本的収支に計上すべきところ、収益的収支に計上されているので、適正な会計処理を行うこと。

○意見

ア 大村湾南部流域下水道事業の進捗状況等について

大村湾南部流域下水道事業は、下水道法に基づき国へ届け出ている「事業計画」等に基づき、終末処理場及び幹線管渠を整備しており、平成11年度末の一部供用開始以降順次処理区域が拡大している。

令和3年度をみると、処理人口普及率（当該年度の実際の人口に対する当該年度の処理人口の割合）は90.1%で、令和4年度の計画（89.0%）以上の実績となっているが、処理区域面積は1,150.3haで、令和4年度の計画（1,511ha）に対して76.1%の実績、処理人口は41,749人で、令和4年度の計画（45,430人）に対して91.9%の実績となっており、最終年度の令和4年度における計画達成が難しい状況となっている。

事業計画については、令和4年度中に見直しを行い、令和11年度まで計画期間を延長する予定としているが、計画検討から進捗管理及び課題の検討まで適切な執行管理に努められたい。

また、処理水質については、毎年実施している大村湾の水質調査の結果を基に、高度処理化の検証を行っているが、費用対効果の観点からも、あらためて、現在施工中の3系列目の高度処理化工事終了後に予定している検証を適切な時期に行い、効果的な事業推進に努められたい。

3 指導事項

(単位：件)

項目	交通事業会計	流域下水道事業会計	計
財産管理関係	1	1	2
事務処理関係	0	0	0
会計処理関係	1	0	1
計	2	1	3

(別紙)

○令和4年度長崎県公営企業会計定期監査の実施状況

監 査 対 象 機 関	予 備 監 査 年 月 日	委 員 監 査 年 月 日	監 査 委 員 氏 名
交 通 局 (長崎県交通事業会計)	令和4年5月26日 ～ 令和4年5月27日	令和4年7月12日	下 田 芳 之 砺 山 和 仁 前 田 哲 也 中 村 泰 輔
水 環 境 対 策 課 県 央 振 興 局 (長崎県流域下水道事業会計)	令和4年5月23日 ～ 令和4年5月24日	令和4年7月13日	下 田 芳 之 砺 山 和 仁 前 田 哲 也 中 村 泰 輔